

子育て ハンドブック

Childcare Book

令和7年発行
4月改訂版

京丹波
KYOTAMBA



KYOTAMBA Childcare Book

京丹波町 健康福祉部 子育て支援課

〒622-0292 京都府船井郡京丹波町蒲生蒲生野487番地1



子育て 京丹波町 ハンドブック

Childcare Book

もくじ

母子保健

妊娠・出産

① 母子健康手帳の交付	06
② 産科受診等支援事業	06
③ 新生児訪問	06
④ 産後ケア事業	06
⑤ マタニティ・産後ヨガ教室	07
⑥ ベビーマッサージ教室	07
⑦ 離乳食教室	07
⑧ 妊婦・乳幼児相談	08

未就学児

⑨ 予防接種	08
⑩ 乳幼児健康診査	08
⑪ フッ化物歯面塗布事業	08

助成や手当

妊娠・出産

① 不妊治療費等助成等事業	10
② 妊産婦健康診査費用助成事業	10
③ 新生児聴覚検査費用助成事業	10
④ 1か月健康診査費用助成事業	11
⑤ 妊婦のための支援給付金	11

未就学児

⑥ チャイルドシート購入費助成事業	11
-------------------	----

小・中・高生

⑦ すこやか子育て支援金	12
⑧ 要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業	12
⑨ 育英資金給付事業	12
⑩ 通学自転車保険の補助事業	13
⑪ 中学生英語力向上推進事業	13
⑫ 通学バスの無償化	13
⑬ 高校生給付型奨学金	13
⑭ 町営バス利用促進助成金	14

子ども全員

⑮ 児童手当	14
--------	----

京丹波子育て応援サイト

子育てに関する事業やイベントの詳細を
京丹波町ホームページ内に公開しています。

こちらもぜひご活用ください！



https://www.town.kyotamba.kyoto.jp/kosodate_kyoiku/index.html



お問い合わせ一覧

ご相談やお問い合わせはお気軽にこちらへご連絡ください。

子育て支援課

TEL 82-1394 京丹波町役場本庁（蒲生蒲生野487-1）

福祉支援課

TEL 82-1800 京丹波町役場本庁（蒲生蒲生野487-1）

健康推進課

TEL 86-1800 瑞穂保健福祉センター内（和田田中6-1）

こども家庭センター

TEL 86-1120 瑞穂保健福祉センター内（和田田中6-1）

住民課

TEL 82-3803 京丹波町役場本庁（蒲生蒲生野487-1）

教育委員会学校教育課・社会教育課

TEL 84-0028 和知支所内（本庄ウエ16）

16	児童扶養手当	14
17	特別児童扶養手当	15
18	ひとり親家庭医療費助成事業	15
19	すこやか子育て医療費助成事業	15
20	ひとり親家庭奨学金	16
21	第3子以降こども園利用料等無償化事業	16
22	子育て世帯住宅リフォーム支援事業	16

子育て施設

未就学児		
①	子育て支援センター拠点型	18
②	幼保連携型認定こども園	19
③	こども園一時預かり事業	20
④	病児保育事業	20
小・中・高生		
⑤	放課後児童クラブ（学童保育）	20

相談制度・窓口

妊娠・出産		
①	妊婦等包括相談支援事業	22
こども全員		
②	児童虐待相談	22
③	発達支援事業	23
④	いじめ相談	23

その他うれしいサポート

妊娠・出産	
①	ぬく森のイスプレゼント 25
②	ブックスタート事業 25
小・中・高生	
③	ファミリー・サポート・センター事業 26
④	セカンドブック事業 26

施設マップ	27
お問い合わせ先一覧	31

※ 各制度の詳細は、担当課にお問い合わせください。

母子保健



7 丹波ひかり小学校
 のびのび児童クラブ
 (学童保育) 1組
 京丹波町曾根宮ノ浦戸麦54番地



8 のびのび児童クラブ
 (学童保育) 2組
 京丹波町和田丸戸3番地
 (旧松山保育所)



9 和知小学校
 のびのび児童クラブ
 (学童保育) 3組
 京丹波町本庄安田7番地



10 竹野小学校
 京丹波町高岡高岡23番地



11 下山小学校
 京丹波町下山上藤ヶ瀬16番地



12 瑞穂小学校
 京丹波町橋爪松山118番地



13 蒲生野中学校
 京丹波町蒲生八ツ谷62番地



14 瑞穂中学校
 京丹波町大朴段ノ垣内6番地



15 和知中学校
 京丹波町市場丸ヶ野4番地



4 京丹波町立たんばこども園
京丹波町須知藤ノ森34番地（TEL: 82-0151）



5 京丹波町立みずほこども園
京丹波町和田大下42番地1（TEL: 86-0574）



6 京丹波町立わちこども園
京丹波町大倉家田ノ上5番地7（TEL: 84-1920）



+ 母子保健

安心して子育てができる社会づくりを目的として、さまざまな母子保健制度を設けています。
妊娠がわかったら、京丹波町健康推進課（京丹波町瑞穂保健福祉センター内）へ妊娠の届け出をしましょう。母子健康手帳と妊産婦健康診査受診券等を交付します。

妊娠・出産

1 母子健康手帳の交付

健康推進課

妊娠・出産、乳幼児期の一貫した健康記録として、妊産婦自らの健康管理に役立つとともに、子育て期の家族の重要な記録になります。できるだけ早めに母子健康手帳の交付を受けましょう。病院が発行する妊娠を証明する書類をご持参ください。

※ 京丹波町外から転入された妊産婦の方

母子健康手帳と転入前の市町村で交付された 妊産婦健康診査受診券を持参いただければ、京丹波町の妊産婦健康診査受診券をお渡しします。

2 産科受診等支援事業

健康推進課

産科医療機関において実施する妊娠の判定（妊娠が確定したとき）に要する費用を助成します。京丹波町内に居住し出産を希望する、産科医療機関等と町が連携して支援を行うことに同意いただけるすべての方が対象です。初回産科受診助成金1万円を上限とします。

3 新生児訪問

健康推進課

新生児・乳幼児のご家庭を保健師が訪問します。日頃の生活の様子を見せていただいたり、育児発達相談を行います。

4 産後ケア事業

健康推進課

京丹波町に住所を有する産後1年未満のお母さんと赤ちゃんで、産後の体調不良や産後の疲れ、育児不安のある方などが利用できます。

アウトリーチ型（訪問型）… 無料。利用回数2回/人。1回につき最大3時間まで。

宿泊型 … 1泊2日 6,000円/日、多胎の場合 6,900円/日（課税状況により無料となる場合あり）

5 マタニティ・産後ヨガ教室

健康推進課

妊娠5か月から産後6か月ごろの妊産婦を対象に、リフレッシュしながら交流できるヨガ教室を実施します。

対象	妊娠5か月から産後6か月ごろまでの妊産婦
内容	■ 実施日時 2か月に1回 午前10時から11時30分まで ■ 場所 京丹波町子育て支援センター（旧上豊田保育所）

6 ベビーマッサージ教室

健康推進課

生後2か月から6か月ごろの赤ちゃんとその保護者を対象に実施しています。保護者同士の交流の場ともなっています。ベビーマッサージには赤ちゃんの血行やリンパの流れを改善、自律神経や内臓の動きも良くなり、夜泣きや便秘解消の効果もあります。

対象	生後約2か月から6か月ごろまで
内容	■ 実施日時 1か月に1回 午前10時から11時30分まで ■ 場所 京丹波町子育て支援センター（旧上豊田保育所）

7 離乳食教室

健康推進課

妊婦及び生後1歳ごろまでの乳幼児の保護者を対象に、前期、中期、後期の各時期に沿った離乳食の進め方や作り方を学ぶ教室です。また保護者同士の交流の場ともなっています。

対象	前期・・・妊婦、生後6か月ごろまでの乳児の保護者 中・後期・・・生後7か月ごろから1歳ごろまでの乳幼児の保護者 ※ 保育ルーム有
内容	■ 実施日時 1か月に1回 午前10時から1時間半程度（受付時間：午前9時45分） ■ 場所 瑞穂保健福祉センター2階栄養指導室

1 京丹波町子育て支援センター

京丹波町豊田シミ98番地（TEL: 090-1892-2774）



2 京丹波町役場/こだち

京丹波町蒲生蒲生野487番地1（TEL: 代表 82-0200）



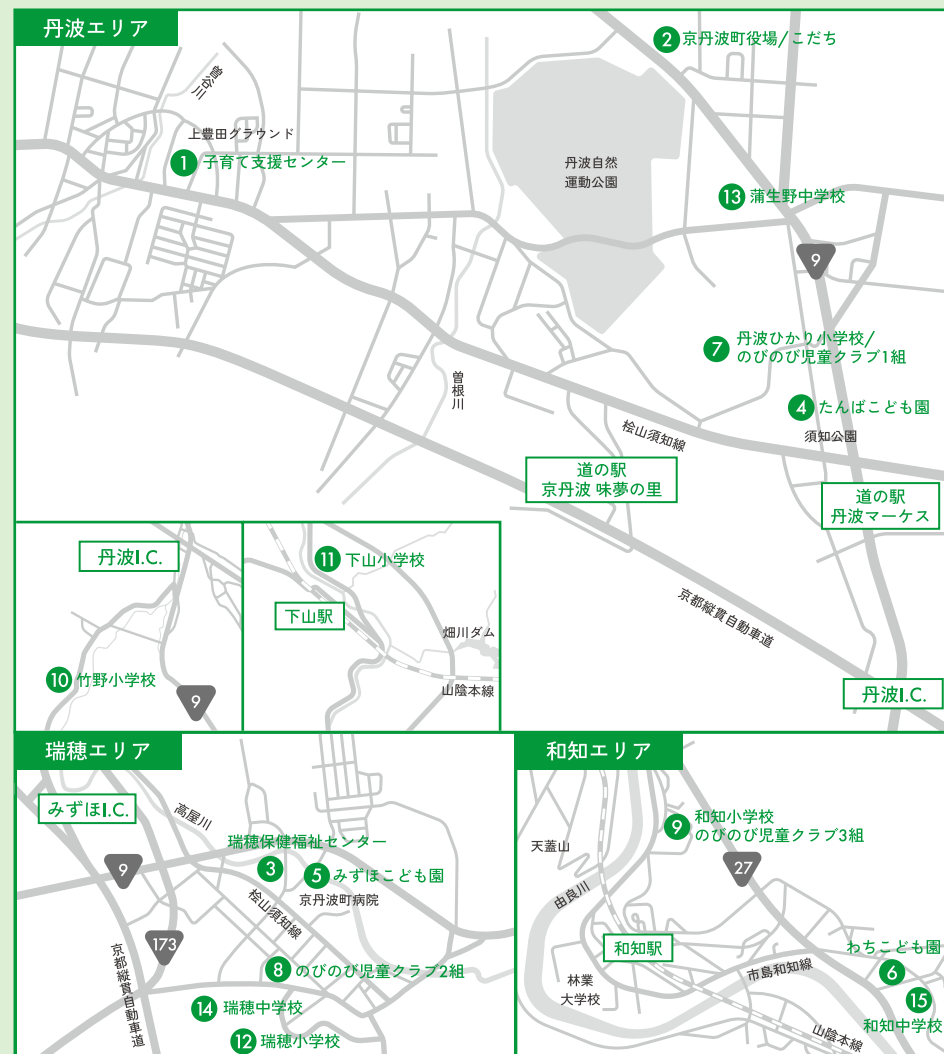
3 瑞穂保健福祉センター

京丹波町和田中6番地1



施設マップ

京丹波町の子育てに関する施設をまとめたマップです。ご活用ください。



8 妊婦・乳幼児相談

健康推進課

妊産婦と乳幼児を対象に身体計測、栄養士の離乳食相談、保健師の発達相談を行います。申し込みは不要ですので、自由にご参加ください。

対象	妊産婦と乳幼児
内容	■ 実施日時 1か月に1回 午前10時から11時30分まで ■ 場所 京丹波町子育て支援センター（旧上豊田保育所）

未就学児

9 予防接種

健康推進課

予防接種法に基づく定期接種を個別接種で実施します。対象者には個別に予診票をお渡しし、医療機関で接種を受けていただきます。

10 乳幼児健康診査

健康推進課

成長の節目に健診を実施します。医師診察、保健師、栄養士などが身体計測、発達相談など成長の確認を行います。事前に案内文と問診票を送付しますので必ずお越しください。

乳児前期 (3か月～4か月児) ▶ 乳児後期 (9か月～10か月児) ▶ 1歳6か月児健診 ▶ 2歳児健診 ▶ 3歳児健診

11 フッ化物歯面塗布事業

健康推進課

2歳児健診、3歳児健診時に受診券を交付します。歯の健康について考えるきっかけとして、町内の歯科医院にてフッ化物歯面塗布を受けることができます。



小・中・高生

###

その他うれしいサポート

「その他うれしいサポート」では、さまざまな子育てを支援する事業や教室などの情報を紹介いたします。

妊娠・出産

1 んく森のイスプレゼント

独自支援

農林振興課

出生された方に町内産の木材を使用して製作したイスと絵本を贈呈します。希望される場合は、出生日から180日以内に申請してください。

■ んく森のイス



2 ブックスタート事業

独自支援

健康推進課

絵本を通した親子のふれあいを促す取組として、乳児前期健診にて生後3か月から4か月児を対象に、絵本を贈呈します。

羊 助成や手当

子育て支援の一環として、経済的支援を提供しています。家庭の負担を軽減し、子どもたちの健やかな成長を支えます。

妊娠・出産

1 不妊治療費等助成事業

健康推進課

不妊治療等を受けるための経済的負担の軽減を図るため、その治療にかかった費用の一部を助成します。

対象	京丹波町内に居住し京都府内に継続して1年以上住所を有する夫婦（事実婚を含む）
助成内容	治療内容や助成金額については、健康推進課にお問い合わせください

2 妊産婦健康診査費用助成事業

健康推進課

医療機関で受診する妊産婦健康診査の費用について、一部を助成します。

対象	京丹波町に住民登録がある妊産婦
助成内容	母子手帳交付時に14回分の妊婦健康診査受診券と2回分の産婦健康診査受診券を交付 ※ 多胎妊婦には、追加受診券を交付します

3 新生児聴覚検査費用助成事業

健康推進課

新生児聴覚検査をすべての赤ちゃんに安心して受けていただくために、検査費用の一部を助成します。

対象	京丹波町に住民登録がある新生児
助成内容	新生児聴覚検査1回分の受診券を交付し、費用の一部を助成

4 1か月健康診査費用助成事業

健康推進課

医療機関で受診する1か月健康診査の費用について、一部を助成します。

対象	京丹波町に住民登録がある1か月児
助成内容	1か月健康診査1回分の受診券を交付し、費用の一部を助成

5 妊婦のための支援給付金

健康推進課

出産育児関連用品の購入費や子育て支援サービスの利用の負担軽減を目的として妊婦支援給付金を支給します。

対象	京丹波町に住民登録がある妊産婦
助成内容	妊娠届後に5万円、出産前～出産後に子ども1人につき5万円を給付

未就学児

6 チャイルドシート 購入費助成事業

独自支援

子育て支援課

子育て支援の一環として、チャイルドシート購入費用の一部を助成します。

対象	京丹波町に住民登録がある6歳未満の乳幼児を養育する家庭
助成内容	1子につき1台、購入費用の2分の1を助成（上限15,000円） ※ 申請期限は購入した日から1年以内

その他うれしい サポート



3 発達支援事業

独自支援

健康推進課

子どもの成長過程、生活、対人関係、思春期、子育ての悩みなどについて、気軽に相談できます。また、発達支援のための各種事業を実施しています。

相談事業 … 医師、作業療法士、臨床心理士、言語聴覚士、公認心理師による発達相談を実施しています。（対象：0歳～18歳まで）

療育事業 … 就学前の幼児の療育通所事業「たけのこ広場」を瑞穂保健福祉センターで実施しています。

訪問支援事業 … こども園を作業療法士が訪問して専門的支援を実施しています。

年中児発達サポート事業 … 年中児を対象に成長発達の確認及び事後フォローを実施しています。

4 いじめ相談

教育委員会
学校教育課

いじめは重大な人権侵害行為です。「子どもの様子がおかしい」と感じたら、まずは学校にご相談ください。早期発見・早期対応がいじめ問題の解決には大切です。

《学校以外にいじめのことについて相談できる場所》

京丹波町教育委員会 こどもなやみ相談

TEL 84-2188

少年サポートセンター ヤングテレホン

TEL 075-551-7500

京都府総合教育センター
ふれあい・すこやかテレフォン

TEL 075-612-3268

京都いのちの電話

TEL 075-864-4343

全国統一 24時間いじめ相談ダイヤル

TEL 0120-0-78310

子どもの人権 110番

TEL 0120-007-110

小・中・高生

7 すこやか子育て支援金

独自支援

子育て支援課

次代を担う児童及び生徒の入学等の節目を祝福し、すこやかな成長を長期にわたり切れ目なく支援するため支援金を支給します。

対象	① 小学校または中学校に1年生として入学する児童または生徒の養育者で、その年の入学式の日において京丹波町に住所を有する者 ② 中学校を卒業する生徒の養育者で、その年の卒業式の日において京丹波町に住所を有する者
助成内容	小学校・中学校入学時に各5万円、中学校卒業時に5万円を支給

8 要保護及び準要保護児童生徒 就学援助事業

独自支援

教育委員会
学校教育課

経済的な理由により、小中学校に通学するお子さまの就学にお困りの方に対して、学用品費や給食費など学校での学習に必要な費用の一部を援助します。

対象	京丹波町に住民登録があり、児童・生徒の保護者からの申請を受け、一定の基準により京丹波町教育委員会が認定した世帯
助成内容	学用品費や給食費など学校での学習に必要な費用の一部を援助

9 育英資金給付事業

独自支援

教育委員会
学校教育課

勉学に対する意志の強い学生・生徒であって、経済的な理由により修学が困難な方に対し学資を支給します。

対象	京丹波町に住民登録があり、勉学に対する意志が強い方であって、学資の支出が困難と認められる方。（高校生、高等専門学校生、専門学校生、大学生） ※ 認定の可否はご家庭の所得状況により総合的に判断します
助成内容	学資を支給

10 通学自転車保険の補助事業

独自支援

教育委員会
学校教育課

自転車で通学する児童・生徒が加入する保険（個人賠償責任保険）に要する経費を補助します。

対象	町立小中学校に在籍し、自転車通学を行う児童・生徒
助成内容	町が指定する保険加入にかかる費用を補助（上限2,440円）

11 中学生英語力向上推進事業

独自支援

教育委員会
学校教育課

中学生の英語力の向上を図るため、実用英語技能検定（英検）の受験料を補助します。

対象	町立中学校に在籍し、英検を受検した生徒の保護者
助成内容	英検3級以上を受検：2,000円、4級・5級を受検：1,000円

12 通学バスの無償化

独自支援

教育委員会
学校教育課

バス通学をする児童・生徒の通学定期代を全額補助します。

対象	町立小中学校に在籍し、バス通学をする児童・生徒
助成内容	町営バス及び民間路線バスの通学定期代を全額補助

13 高校生給付型奨学金

福祉支援課

経済的な事情で進学を断念することがないように、修学のための給付型奨学金支給事業を実施しています。奨学金等受給の手続きは毎年必要になります。（実施主体：京都府）

対象	次のすべてに該当する方 ① 町民税非課税世帯 ② 母子・父子世帯（20歳以上65歳未満の方と同居していない世帯）、児童世帯、障害者世帯、長期療養者世帯のいずれかに該当する子 ③ 高等学校に進学予定または在籍
助成内容	高等学校へ進学する場合に入学支度金（入学時）や支援金等（毎年）を支給

相談制度・窓口

妊娠期から子育てに関する悩みや困りごとを相談できる制度や窓口を用意しています。各相談窓口へお気軽にご相談ください。

妊娠・出産

1 妊婦等包括相談支援事業

健康推進課
こども家庭センター

妊娠届、新生児訪問での妊産婦面談、妊娠中アンケート等により、妊娠期から出産後、育児期の相談、支援を実施します。

こども全員

2 児童虐待相談

健康推進課
こども家庭センター

児童虐待は子どもの心身を傷つけ、健やかな成長や発達を損なうことになります。子育てに悩んだときや、近所で虐待があるのではないかと考えたときは、児童相談所全国共通ダイヤル「189番」にまずご相談ください。

《児童相談所全国共通ダイヤル》



※お近くの児童相談所につながります。

相談制度・窓口



14 町営バス利用促進助成金

独自支援

企画情報課

須知高校生を対象に、通学手段として町営バスの利用促進と通学費に係る保護者負担の軽減を図ることを目的に、町営バス利用促進助成金制度を設けています。

対象	町営バスを利用し、須知高校に通学している生徒を養育している方
助成内容	町営バスの定期券を半額補助

こども全員

15 児童手当

子育て支援課

家庭等における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健やかな成長のために高校生年代まで（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方に児童手当を支給します。

対象	0歳から高校生年代（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）
助成内容	■ 手当額（児童1人当たりの月額） 3歳未満・・・第1子、第2子：15,000円、第3子以降：30,000円 3歳以上高校生年代・・・第1子、第2子：10,000円、第3子以降：30,000円 ※ 第3子：22歳年度末までの養育している児童のうち、3人目のことを指します ■ 支払期月 年6回（偶数月に各前月までの2カ月分を支払）

16 児童扶養手当

子育て支援課

ひとり親家庭の児童、または父もしくは母が国民年金法等による障害等級のほぼ1級程度の重度障害の状態にある家庭の児童の心身が健やかに成長するように、その家庭の生活の安定と自立の促進のため、児童の父もしくは母、または父母に代わって児童を養育している人に支給されます。（実施主体：京都府）

対象	ひとり親家庭で児童（18歳を迎えた日以後最初の3月31日まで）を養育している保護者、または保護者に代わってその児童を養育している方、または保護者に重度の障害がある方 ※ 請求者及び同居家族の所得制限があります
助成内容	申請の翌月分から、奇数月に各2か月分が振り込まれます

17 特別児童扶養手当

子育て支援課

身体や精神に中程度以上の障害のある児童を家庭で養育・監護している父母に対し支給されます。（実施主体：京都府）

対象	精神もしくは身体に中程度以上の障害のある児童を監護している父母または父母に代わって当該児童を養育している者 ※ 対象期間：子どもが18歳を迎えた日以降最初の3月31日まで ※ 所得制限により、対象とならない場合があります
助成内容	申請の翌月分から、8月期、12月期、4月期の3回に分けて振り込まれます

18 ひとり親家庭医療費助成事業

住民課

ひとり親家庭の子ども及びその親の保険診療にかかった医療費等の自己負担分について助成し、無償とする制度です。

対象	ひとり親家庭の子どもとその親 または両親のいない子ども ※ 対象期間：子どもが18歳を迎えた日以降最初の3月31日まで ※ 所得制限により、対象とならない場合があります
助成内容	子ども及びその親の保険診療にかかった医療費等の自己負担相当分を無償化 ※ 食事代、ベッド代、容器代等保険適用外の費用は対象外

19 すこやか子育て医療費助成事業

独自支援

住民課

子どもの保険診療にかかった医療費等の自己負担分について助成し、無償とする制度です。

対象	0歳から18歳を迎えた日以降最初の3月31日までの子ども
助成内容	子どもの保険診療にかかった医療費等の自己負担相当分を無償化 ※ 高校生等（中学校卒業から18歳を迎えた日以降最初の3月31日まで）は申請による償還払い（後払い）となります ※ 食事代、ベッド代、容器代等保険適用外の費用は対象外

3 こども園一時預かり事業

子育て支援課

夏季休業期間中や教育時間終了後など、こども園でお子さんを一時的に預かる事業です。

対象	1号認定（幼稚園卒 午前9時から午後1時30分）児童のみで、家庭保育が困難な園児
施設概要	■ 利用時間 月曜日から金曜日（土日、祝日等は除く）午後1時30分から午後4時30分 ■ 料金 30分100円（夏休み等は月曜日から金曜日の午前9時から午後1時30分、1回450円）

4 病児保育事業

独自支援

子育て支援課

こども園等に通うお子さまが病気やケガなどのために保育施設での集団生活が困難であり、かつ保護者が仕事などで家庭で保育できない場合に、京都中部総合医療センター（南丹市）の病児保育施設で一時的にお預かりします。

対象	10か月から小学校入学までの児童（子どものための教育・保育給付認定を受けていること）
内容	■ 料金 1日 … 2,500円、半日（5時間以内）… 1,500円 ※ 昼食を申し込んだ場合は別途300円が必要、生活保護受給世帯に減免措置あり ※ 定員6人

小・中・高生

5 放課後児童クラブ（学童保育）

教育委員会
学校教育課

保護者の就労等で放課後家庭での保育が受けられない小学生に、遊びや生活の場を提供します。

対象	保護者の就労等で放課後家庭での保育が受けられない小学生
施設概要	■ 利用時間 月曜日から金曜日 学校授業日は下校時から午後6時（15分まで延長可） 学校休業日（夏冬春休み）は午前8時から午後6時（15分まで延長可） 月1回第2土曜日（申し込みが必要です）

2 幼保連携型認定こども園

子育て支援課

京丹波町には、3つの公立幼保連携型認定こども園があります。たんば、みずほ、わちの旧町ごとに施設があります。

幼保連携型認定こども園とは、保育園と幼稚園の両方の機能や特徴などの良さを併せ持つ園です。保護者が働いている・いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通いながれた園を継続して利用できることが大きな特徴です。0～2歳のお子さんには必要な保育を、3歳以上のお子さんには学校教育と保育を一体的に行います。

対象	1号認定 … 町内在住の満3歳から小学校就学の始期に達するまでの児童（幼稚園枠） 2号認定 … 保護者の就労や疾病等の理由により保育を必要とする状況にある満3歳以上の児童（保育所枠） 3号認定 … 保護者の就労や疾病等の理由により保育を必要とする状況にある満10か月以上3歳未満の児童（保育所枠）
施設概要	■ 1号認定 午前9時から午後1時30分まで ■ 2・3号認定 標準時間 … 午前7時30分から午後6時30分まで 短時間 … 午前8時30分から午後4時30分まで ※ 短時間については、午前7時30分から午前8時30分、午後4時30分から午後6時30分まで延長保育が利用可能

■ たんばこども園



■ みずほこども園



■ わちこども園



20 ひとり親家庭奨学金

福祉支援課

京都府内のひとり親家庭に、養育や教育経費について、奨学金が支給されます。奨学金等受給の手続きは毎年必要になります。（実施主体：京都府）

対象	ひとり親家庭で、中学生以下の児童を養育している方 新高校1年生となった児童を養育している方（入学支度金のみ）
助成内容	年1回の奨学金の支給、高校へ進学する場合に入学支援金の支給

21 第3子以降こども園 利用料等無償化事業

独自支援

子育て支援課

子育ての経済的負担の軽減として、3人目以降の児童にかかるこども園利用料及びこども園給食費を助成し、無償とする制度です。

対象	18歳未満の兄弟がいる児童で3人目以降の児童 ※ 所得制限なし
助成内容	3人目以降の児童にかかるこども園利用料及びこども園給食費を無償化 また、同時入園の2人目についてはこども園利用料が半額となります

22 子育て世帯 住宅リフォーム支援事業

子育て支援課

子育ての負担軽減のために行う住宅リフォーム工事費用の2分の1（上限あり）を補助します。

対象	町内在住の子育て世帯 ※ 募集期間や条件がありますので、詳細はお問い合わせください
助成内容	子育ての負担軽減のために行う、リビング、台所スペース、浴室スペース、または子ども部屋のリフォーム工事費用の2分の1を助成 ■ 上限額 子どもが1人の世帯：10万円、子どもが2人の世帯：20万円 子どもが3人以上の世帯：30万円 ※ 新しく三世帯同居または近居となる世帯は5万円を加算

子育て施設



子育て施設

子育てをする親子が気軽に集まって、情報交換や育児の相談ができ、お子さんと一緒に楽しく遊べる施設を用意しております。ぜひご活用ください。

未就学児

1 子育て支援センター拠点型

子育て支援課

町内にお住まいのこども園に入園していない児童やその保護者を対象に、子育て情報の発信及び交流する場、育児相談の場として子育て支援センターを開設しています。

また、町立こども園に入園していない児童の保護者が、通院や看護、冠婚葬祭等により家庭での保育が困難な場合等において、子育て支援センターにて一時的に短時間の保育を行います。

対象

0歳から就学前までの町内在住の未就園児とその保護者
一時保育の場合：京丹波町に住所を有し、町立こども園に入園していない満1歳から就学前までの児童

1日の預かり可能数…2人

原則、利用日の3日前までに申請が必要です

■一時保育料

3歳未満…250円/時間

3歳以上…200円/時間

施設概要

子育て支援センターは、子育て家庭への育児支援を目的とした施設です。未就園児とその保護者を対象に、保育士などによる子育て相談や親子遊びなどの催しも行っています

■京丹波町子育て支援センター（場所：旧上豊田保育所）

